

公立大学法人敦賀市立看護大学個人情報保護規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市個人情報保護条例（平成11年条例第15号。以下「条例」という。）第24条の2及び第37条の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）における条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護取扱事務の登録)

第2条 条例第9条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、別記様式第1号のとおりとし、法人の事務局に備え置くものとする。

(自己情報の開示・訂正等の請求)

第3条 条例第17条第1項の規定による自己に関する情報の開示・訂正等の請求は、自己情報開示等請求書（様式第2号）により行うものとする。

(本人確認等)

第4条 条例第17条第2項に規定する個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類の提出又は提示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 本人が請求する場合 その者の自動車運転免許証、旅券その他の氏名及び生年月日の記載があり、かつ顔写真が貼付若しくは印刷された官公庁発行の書類1点若しくはその者の健康保険証、戸籍事項証明書その他の氏名及び生年月日の記載があり通例身分証明書として通用する書類2点以上を法人の係員に提示し、又はその写しを提出すること。
- (2) 代理人が請求する場合 代理人であることを示す戸籍事項証明書、成年後見に関する登記事項証明書、委任状その他の書面を法人の係員に提示し、又はその写しを提出すること及び代理人の前号に掲げる書類を法人の係員に提示し、又はその写しを提出すること。

(開示・訂正等の請求に対する決定期間延長の通知)

第5条 条例第19条第3項の規定による開示・訂正等の請求に対する決定に要する期間の延長の通知は、決定期間延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

(開示・訂正等の請求に対する決定の通知)

第6条 条例第19条第4項の規定による開示・訂正等を行う旨の決定の通知は、開示決定等通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第19条第4項及び第5項の規定による通知のうち、開示・訂正等を行わない旨の決定の通知は、非開示等決定通知書(様式第5号)により行うものとする。ただし、条例第16条の規定により一部を開示する旨の決定の通知は、部分開示決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(訂正等の実施の通知)

第7条 条例第20条第4項の規定による訂正等を行った旨の通知は、訂正等実施通知書(様式第7号)により行うものとする。

(手数料の額等)

第8条 条例第21条1項、第24条の2に規定する個人情報の閲覧、訂正等及び是正の手数料として法人が定める額は、無料とする。

2 条例第21条2項の規定する写しの作成及び送付に要する費用の額並びに納期限は、別表のとおりとする。

3 法人は、条例第21条2項に規定する費用が生じるときは、第6条の定める通知に併せてその額及び納期限を通知、請求するものとし、その納入を受けた後でなければ、個人情報の写しの交付又は送付を行ってはならない。

4 個人情報の写しの交付又は送付を行う部数は、請求1件につき1部とする。

(自己情報取扱是正の申出)

第9条 条例第23条第1項による個人情報の取扱いの是正の申出は、自己情報取扱是正申出書(様式第8号)により行うものとする。

(自己情報取扱是正の申出に対する決定の通知)

第10条 条例第24条第1項による自己情報の取扱いの是正の申出に対する処理の内容又は処理を行わない理由の通知は、自己情報取扱是正申出に対する決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、法人の理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第 3 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分			金額
個人情報 の写しの 作成に要 する費用 の額	電子複写機による複写 の場合	カラー複写	1枚につき50円
		カラー複写以外	1枚につき10円
	業務委託による複写の場合		当該業務委託契約で定める委託 料の額
個人情報の写しの送付に要する費用の額			当該写しを書留・配達証明郵便 で送付した場合の郵便料相当額

*費用の納期限は、第8条第3項の通知及び請求を行った日の翌日から起算して、2週間以内とする。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

年 月 日

1 事務の名称	
2 組織の名称	
3 事務の目的・概要	
4 対象者の範囲	
5 収集先	1 本人 2 本人以外 3 刊行物等 4 同一実施機関 5 他の実施機関 6 他の行政機関 7 民間 8 その他
6 事務処理根拠	法令・規則・要綱等の名称
7 コンピュータ処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無システム名:
8 記録項目	A 基本事項 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所・居所関係 5 本籍・国籍 6 電話番号 7 識別番号等 8 印影 9 その他 B 心身事項 1 障害 2 病歴 3 診断・診療 4 受診状況 5 その他 C 思想・信条事項 1 思想・信条 2 信教 3 主義・主張 4 趣味・嗜好 5 その他 D 社会生活事項 1 学歴 2 職業関係 3 賞罰 4 犯歴 5 資格・地位 6 成績・評価 7 行動記録 8 社会的活動歴 9 その他 E 家庭生活事項 1 家庭状況・親族関係 2 居住状況 3 生活習慣 4 婚姻歴 5 その他 F 財産事項 1 財産・収入・借金 2 納税状況 3 公的扶助 4 その他
9 特記事項	

様式第2号(第3条関係)

自己情報開示等請求書

年 月 日

公立大学法人敦賀市立看護大学 理事長 殿

(請求者)

住 所

氏 名

電話番号

敦賀市個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり請求します。

請求者が代理人である場合の本人	住所	氏名
請求の区分	1 開示 (①閲覧 ②写しの交付 ③写しの送付) 2 訂正 3 削除 4 目的外利用等の中止	
個人情報取扱事務の名称		
請求に係る自己情報項目又は内容		
請求の理由及び訂正・削除・中止の内容		
※ 請求者の確認方法	1 運転免許証 2 身分証明書 3 旅券 4 健康保険証 5 その他()	
※ 代理権の確認方法	・法定代理人等の場合 1 戸籍謄本 2 住民票 3 委任状 4 その他() ・本人の委任による代理人の場合 (個人番号を含む個人情報に限る) 1 委任状 2 本人に係る第4条第1項に掲げる書類 4 その他()	

※ 処 理	所 管 課	受 付 年 月 日
		年 月 日
	電話番号() —	受 理 年 月 日
	内線()	年 月 日

※印の欄は記入しないでください。

様式第3号(第5条関係)

決定期間延長通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ ㊟

年 月 日付で請求のあった自己情報の開示等については、敦賀市個人情報保護条例第19条第3項規定により、次のとおり決定に要する期間を延長したので通知します。

請求の内容	請求の区分	1 開示 (①閲覧 ②写しの交付 ③写しの送付) 2 訂正 3 削除 4 目的外利用等の中止
	個人情報取扱事務の名称	
	請求に係る自己情報の項目又は内容	
請求書の受理年月日		年 月 日
決定期限		年 月 日
延長する期間		年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由		
所管課		敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)
備考		

様式第4号(第6条関係)

開示等決定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ ㊟

年 月 日付で請求のあった自己情報の開示等については、敦賀市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり開示等することに決定したので、同条第4項の規定により通知します。

請求の内容	請求の区分	1 開示 (①閲覧 ②写しの交付 ③写しの送付) 2 訂正 3 削除 4 目的外利用等の中止
	個人情報取扱事務の名称	
	請求に係る自己情報の項目又は内容	
	請求の理由及び訂正・削除・中止の内容	
決定の実施	<p>1 年 月 日 時 分に下記の開示場所へお越しください。その際、この通知書と、請求者であることを証明するものをご持参ください。</p> <p>2 写しを送付(交付)しますから、作成費用(複写料) 円、送付費用(郵送料) 円、計 円を納付してください。</p> <p>3 速やかに訂正、削除し、又は目的外利用等を中止します。</p> <p>4 上記3を実施次第、改めてお知らせします。</p>	
開示場所	敦賀市立看護大学 事務局	所管課

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当法人の代表者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当法人の代表者を被告として提起しなければなりません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第6条関係)

非開示等決定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ ㊟

年 月 日付で請求のあった自己情報の開示等については、敦賀市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり非開示等とすることに決定したので、同条第4項及び第5項の規定により通知します。

請求の内容	請求の区分	1 開示 (①閲覧 ②写しの交付 ③写しの送付) 2 訂正 3 削除 4 目的外利用等の中止
	個人情報取扱事務の名称	
	請求に係る自己情報の項目又は内容	
請求の受理年月日		年 月 日
非開示等とする理由		敦賀市情報公開条例 条 号に該当
所管課		敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)
備考		

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当法人の代表者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当法人の代表者を被告として提起しなければなりません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

部分開示決定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ ㊟

年 月 日付けで請求のあった自己情報の開示については、敦賀市個人情報保護条例第16条及び第19条第1項の規定により、次のとおり一部開示することに決定したので、同条第4項及び第5項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の名称	
請求に係る自己情報の項目又は内容	
開示の日時	年 月 日() 時 分
開示の場所	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
請求書の受理年月日	年 月 日
開示しないことに決定した部分	
開示しない理由	敦賀市個人情報保護条例第 条 号に該当 (理由)
所 管 課	敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当法人の代表者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当法人の代表者を被告として提起しなければなりません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第7条関係)

訂正等実施通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ 印

自己情報の訂正等の決定につきましては、 年 月 日付けの自己情報開示等決定通知書によりお知らせしましたが、次のとおり訂正等を実施いたしましたので、敦賀市個人情報保護条例第20条第4項の規定により通知します。

訂正等に係る個人情報 の件名又は 内 容	
訂正等を実施した 内 容	
所 管 課	敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)
備 考	

様式第8号(第9条関係)

自己情報取扱是正申出書

年 月 日

公立大学法人敦賀市立看護大学 理事長 殿

(申 出 者)

住 所

氏 名

電話番号

敦賀市個人情報保護条例第23条の規定により、次のとおり申し出ます。

本人（申出者が代理人である場合のみ記入）	住所	氏名
自己情報の件名又は内容		
是正を求める内容		
是正を求める理由		
※ 申出者の確認方法	1 運転免許証 2 身分証明書 3 旅券 4 健康保険証 5 その他()	
※ 代理権の確認方法	・法定代理人等の場合 1 戸籍謄本 2 住民票 3 委任状 4 その他() ・本人の委任による代理人の場合（個人番号を含む個人情報に限る） 1 委任状 2 本人に係る第4条第1項に掲げる書類 4 その他()	

※処 理	所 管 課	受 付 年 月 日
		年 月 日
	電話番号() —	受 理 年 月 日
	内線()	年 月 日

- (注) 1 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。
 2 申出に係る自己情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
 3 申出者は、当人であることを証明するものを提示してください。
 4 代理人の場合は、代理人であることを証明する書類を添付してください。
 5 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号(第10条関係)

自己情報取扱是正申出に対する決定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人敦賀市立看護大学
理事長 ○○ ○○ 印

年 月 日付で申出のありました個人情報の取扱いの是正につきましては、次のとおり処理することに決定しましたので、敦賀市個人情報保護条例第24条第1項の規定により通知します。

是正の申出に係る 個人情報の件名又 は 内 容	
是正の申出の内容	
処理をした内容 (又は処理を行わな い理由)	
所 管 課	敦賀市立看護大学 事務局 課 電話番号 (内線)
備 考	